

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成 30 年 6 月 19 日 (火) 午後 1 時 9 分～午後 2 時 52 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 員員 木村冬樹
委員 堀巖 委員 宮川 隆 員員 関戸郁文
委員 伊藤隆信

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、教育
こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同行政グループ主幹 佐藤信次、福祉課長 富邦也、子育て
支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センタ
ー長 社本真夕美、同児童グループ統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 46 号	岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

厚生・文教常任委員会（平成30年6月19日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、こんにちは。

ちょっと定刻前ではございますが、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

それでは、直ちに審査のほうに入っていきたいと思います。

議案第46号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

最初に、当局から説明があるということですので、お願ひいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 先回の委員会のところで疑義があった、論点のところであったことについて、きょうはA3を1枚でまとめてまいりましたので、これをもとに改めて御説明を申し上げたいというふうに思います。

今回の条例改正については、改めてですけれども、放課後児童健全育成事業の中で、職員に関する規定を定めております第10条第3項の中で、今9つの号があるんですけれども、3つについては改正し、1つ追加するというところでございます。

それで、特に疑義があった第1号の保育士資格を有する者というところで、今回の改正では「保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者」というふうにしております。

説明というところに書いてございますけれども、国家戦略特別区域限定保育士というのは、登録後3年間は受験した自治体、特区の区域内に限る自治体のみで保育士として働くことができる、いわゆる児童福祉法の特例として扱われるところでございます。それで、3年経過後については全国で保育士として働くことができるということになります。

現在、愛知県については、産業の担い手育成のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点として特区に指定されておりますが、認定規制改革メニューは、愛知県の場合は15で、事業数は22でありまして、この区域の計画認定については平成27年9月9日、11月27日、平成28年4月13日、平成29年1月20日、9月5日、30年3月9日の6回認定されて、追加されているような状況でございます。

ただ、愛知県では保育士資格に係る児童福祉法等の特例は認定規制改革メ

ニューではないので、国家戦略特別区域限定保育士をすぐには認定できる状態にはありません。

日本全国で見ると、保育士の規制改革メニューで認定されているのは東京圏、東京都、神奈川県、千葉市、成田市、関西圏、大阪府、兵庫県、京都府、それから沖縄県と仙台市であります。

今回の右側のほうに行っていただいて、この保育士のところを改正するというところについては、すぐに括弧内の規定を適用することはないだろうと。愛知県や岩倉市が規制改革メニューに認定された場合には、この改正することなく、すぐにこの括弧内の適用において保育士または地域限定保育士ということで敷いていくということであります。

今の段階では、岩倉市においてはほかの地区での国家戦略特別区域限定保育士を資格要件として研修を受けさせることは認めないというふうに考えます。それで、括弧にありますように、横浜市や大阪府池田市については特区の区域内であるところなんすけれども、ここについてはほかの地区での地域限定保育士も認めていくよということの改正になっております。

同じ大阪府でも枚方市、それから仙台市ともに特区に認定されている区内ですけれども、枚方市については枚方市に限定した特区の保育士だというような限定の規定をしております。

それで、3番目にありますように、岩倉市民でもほかの地区の国家戦略特別区域限定保育士となることもできますので、この規定があることにより制限がされる地域があることを知らせる効果もあるというふうに考えております。

愛知県内を調べてみたら、この地域限定保育士を規定していると認められるのは、名古屋市、半田市、刈谷市、東海市ですが、いずれももともとの厚生労働省令を引用している規定でありますし、例えば放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準をもってその基準とする」と、2条立てだけになっている。これは東海市さんの例ですけれども、私どもの市はそれぞれの省令に準じて21条立てにしているんですけども、東海市さんですとこの2条立てにしております。

26年の63号の厚生労働省令は3度ほど改正がされておりまして、今回の最後の改定が、今回5年以上の者とするというやつと、学校教育法の教育免除のところを第4号と第10号を追加するという規定を設けておりますが、それが最後、30年3月31日の改正でございます。

それから5番目の、今回、ほかの市町も見ておりましたけれども、私ども

が専門職大学の規定を今回改正しておりますけど、これについては30年2月16日に学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令ということで、ここも改められております。児童福祉法に関するところをほかの放課後児童健全育成事業だけでなく、改めている部分がございます。

また、最後にほかの条例の改正等も同時に行うことにより、保育士と地域限定保育士との違いを明確にするということも今回の改正のポイント、必要性というふうに書かせていただいております。

それで、今回の②の特区の地域限定保育士の省令の改正は、平成29年9月22日、国家戦略特区法及び構造規制改革法の一部を改正する省令の施行に伴う関係厚生労働省令の整備等に関する省令というところで、厚生労働省令が改正をされており、私ども担当がこの省令を読んで、これは必要だろうということでつけ加えているところでございます。

ほかの市町を見ると、専門職大学についても今回の改正には加えていないところもあるところではございました。

また、これはちょっとと言うべきだったのかもわかりませんけれども、もともとの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第10条の職員の規定については、いわゆる従うべき基準というふうになっております。ほかの条項はいわゆる参酌すべき基準なんですけれども、例えば開所日数とか設備、開所時間については参酌すべき基準なんですけれども、職員のところ、支援単位ごとに2人以上配置する。それから資格の部分ですね。いろんな資格があって、都道府県知事が行う研修を終了した者を支援員というふうに呼ぶというところは従うべき基準、ここだけは従うべき基準というふうにありますので、岩倉市の場合はそこを超えるというところは相当の理由が必要だということもありまして、ここは従うべき基準に沿って改正をしているというところでございます。

また、つい二、三日前、きのうですかね、放課後児童健全育成事業のこのあたりの条項については、従うべき基準なんですけれども、少ない単位、少ない人数でやっているところなども2人要るのかだと、1人でいいのではないかとかいうことは参酌化すべきというような議論もされているようではございますけれども、今のところは従うべき基準。この結論は年内にも出すというような、報道だけでしか見ていませんけど、そういった報道もされているところではございます。

したがいまして、過去といいますか、3回ほどの省令の改正に準じて条例を改正しておりますので、この改正条例でということで提案しているところ

でございます。よろしくお願ひします。

◎委員長（鬼頭博和君） 説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例の一部改正、放課後児童支援員の資格についての第10条の規定について改正されるものなんですけど、議会の中でも理解がすごいばらばらだったというのが、今の説明で非常にまとまったなというふうに思っているところです。

ですから、例えばこの説明文書の中の②という改正のポイントなんかでは、例えばほかのところで国家戦略特別区域限定保育士の資格を取った人が、岩倉市の放課後児童支援員の研修が受けられるというふうに解釈をしていた人もいたということで、非常にわかりやすい説明になったかなと思います。

省令が出て、それに対して素直に岩倉市は条例を改正したという受けとめでいいというふうに思うんですけど、私が気になるのは、他市町がなかなかこのことについて改正するような状況が見られないというところで、その辺の動きというのはどういうふうに解釈すればいいのかなというところについては、何か少しあわかっているようなことがありましたらちょっと教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） この1号に関するところに関しまして、申しわけございませんが、他市町に直接確認をとったというところはございませんが、専門職大学のほうはちょっと先の話になるんだけれどもというところで、他市町から問い合わせ等があつてやっているということはございます。

1号につきましては、なのでなぜ改正されていないかということは、考えますに、省令に合わせるタイミングであるが、愛知県が特区の保育をとつてからというところなのか、もともとその地域限定保育士自体をここは認めないようにということであれば、全く保育士の資格だけということでもいいもんですから、その2点のどちらかであるかとは考えますが、申しわけありません、それを各ところに聞き取りをしてということはやっておりません。よろしくお願ひをいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。ですから、もともとこの国家戦略特別区域という、この限定保育士というものを認めないという考え方のか、それとももうちょっと後に条例を改正するという考え方だというふうに、多分僕も思います。

専門職大学の規定の改正がされていないということも含めますと、専門職

大学、平成31年4月からだというふうに思いますので、今テレビなどでもコマーシャルがかなり流れていますけど、新しい制度ということで。そういうふうな点で年度内の条例改正がされていくのかなというふうに考えるところがありますが、そういう理解でいいということでおろしいでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 私どももそのように見込んでおります。よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巍君） 今、1号のところの他市町の動向がよくわからないということなんですかけれども、先ほど従うべき基準だということであれば、ここはもし愛知県が特区で申請してメニューに入れば、おのずと従うべき基準として入れるべきではないのかなというふうにと思うんですが、なぜこの前の委員会から今までの委員会の間にそこの大事なところを調査しなかったんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 県には一応確認はしましたけれども、県の担当は、県のもともと知事の研修を受けなければいけないということなので、県の担当者は特区の保育士はすぐに研修資格というふうには認識していないようではございました。

それで、なぜこれは他市がということになりますと、今回の1号ふやすものと教育免許の関係は、県から通達が来ています。いわゆる国からは技術的助言だよというところで通達が来ているもんですから、やっているところはそれだけ。私どもの職員は、きっとそこのほかの条文を見て専門職大学のやつは、最後の通達が3月30日、それで専門職大学が30年2月16日、特区のやつは9月22日の厚生労働省令の改正ですので、そこにきっと気づいたといいますか、そういうのを確認して必要だというふうで改正をしているところではございます。

他市町に、これはやっていないのでいいのというような確認はしておりません。

◎委員（堀 巍君） やっていないからいいのじゃなくて、愛知県は特区のメニューはないわけですよね。愛知県の今後の特区、前回の繰り返しになるかもしれませんけど、十分間に合うと踏んでいるんじゃないですか、他市町は。それから愛知県が特区申請して、メニューに追加された後でこれをつけ加えるという手順だというふうに考えられますが、いかがでしょう。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） そういう判断をしているかもわかりません。

先ほど、最初に申しましたように、ここの中にはありますように、計画区域の認定は既に6回改定、認定追加されておりますので、それが出てからでも

十分間に合うものかと思います。

それで、県のほうもそれがないので通知をしていないというか、普通の、愛知県の場合は保育士の資格を取る試験を2回やっていますので、すぐにというところにはないのかもわかりません。

そういう意味でいくと、専門職大学も31年4月にオープンです。前期課程を修了するのが2年かかりますので、一番早くても33年3月31日にならないと資格がならないものですから、そういう意味でいけばそれを待ってという判断をしているのかもわかりませんけれども、私どもとしてはここも改正しておいて、この適用は31年4月、専門職大学が規定されるときからというふうにしておりますが、実際には2年、前期課程を修了しないとだめだもんですから、そこでも遅くないと言えば遅くないのかもわかりません。

◎委員（堀 嶽君） 先ほど部長から紹介があったように、新聞の報道でどんどん規制緩和の方向にあって、さっきの参酌すべき基準にすべきではないかという議論がされているということを読みました。

全体的な流れとして、岩倉市の今後の考え方なんですけれども、やっぱりいろいろ門戸を広げてハードルを下げてきている規定の改正なんですよね。そのところで見ると、愛知県内でも人口がふえ、この放課後健全育成事業の職員が足りなくなるようなおそれがあるというところは、やはり横浜や池田が認めているように、2年他のところで限定保育士の資格を取って引っ越してきたときも保育士としての試験の難しさには差がないもんだから、それは放課後児童のほうでは認めようということで認めているというふうに思います。

だから、そこら辺の、岩倉市は今現状でのつぴきならない状況にはないのかどうなのかというところをまずお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、もともとのこの研修を受けるための要件というところでございますが、この放課後児童支援の資格を持っている者は、正規が8人、パートが11人の合計19人でございます。

7館、7館と申し上げましたが、放課後児童クラブのほうを館という表現をさせてもらいますと、全部で7カ所で、9つの支援でやっているところでございますが、今現在はそれぞれに2人がいるというところの中で、今順次研修を受けて、今年度も研修を受けに行って、またさらに2人ないし3人というところで資格を取っていくというところで、数としては現在は足りているというところではございますが、まだまだ今これからの時代もございますので、順に資格を取っているというところでございます。

申しわけございません、今年度この研修を受ける者はパート保育士が7人を受けさせていただくということで。パート職員。

◎委員長（鬼頭博和君） パート職員が7人受けられるということですね。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） はい。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、もともとのところがよくわからないのでお聞きしたいんですけども、今回のこの条例改正は放課後児童健全育成事業に基づく部分の改正なんですけども、地域限定保育士というこの資格そのものが、例えば愛知県が特区申請をして認められた場合において、この愛知県内においては保育士と同等の資格を持っているというふうに読みかえても大丈夫な資格、それとも愛知県内において全く別の資格として扱われていくべきものなんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 愛知県で認められた場合には、愛知県内では通常の保育士と同等の資格として見られるものであると思います。

◎委員（宮川 隆君） そういうふうに解釈するんであれば、わざわざここで限定しなくとも、進められたときには愛知県内においては保育士の資格を持っているものとみなすものですから、限定保育士なんていうふうなくくりをつける必要性はなくなってくるように思うんですけども、ここで区別している意味合いというのは何かあるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 地域限定保育士の資格を有してから3年たてば完全に保育士というところでいけるわけですけども、そこまでの3年間の間は、やはり保育士と地域限定保育士というのは、スキルとしては同じという捉え方かもしれませんけども、やはり資格としては2種類が存在することになりますので、地域限定保育士という3年までの間は愛知県での場合のみが対象になるんだよというところを明確にするということになっております。

◎委員（宮川 隆君） 今の言っている意味もわからなくはないんですけども、先ほどの質問で聞いたのは、愛知県で認められていて愛知県内の資格という限定はかかるものの、愛知県内においては保育士と同じ資格とみなしているわけですよね。

もしくは、みなすというか、同じ資格なわけですよね、県内であれば。であれば、同じ、もしくは同等の資格を持ってみえる方に括弧づけてやる必要はないんじゃないですか。あくまでも事業をするのは愛知県内にある岩倉市なわけですよね。それをあえて別枠として書く必要性がどこにあるんですかということを聞いている。理由を聞いている。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 放課後児童支援員の研修を受けるために必要な要件というところで、例えば中学校の教育免許を持っている者とか、小学校の教育免許を持っている者、そういう人たちが研修を受けられますよと。

その中で申し上げますと、同じではありますが、保育士の免許は持っておりませんので、保育士の免許を持っておるものとしてしまうと、この地域限定保育士の方は放課後児童支援を受けるための研修を受けることがちょっとなれなくなってしまうので、地域限定保育士というのを持っている人も放課後児童支援員の研修を受けられますよという意味では、そこは明確にしておく必要があるというところでございます。

◎委員（宮川 隆君） 地域限定保育士というものがどういうものかというのはこれまでの答弁で理解しているつもりではあるんですけども、あえて言うのは、先ほどから聞いたように、全く同じ資格というふうに圏域内では認められている者、要は保育士、わからないから聞いているんで、愛知県内で保育士であるというふうに認められている者に関して、だったら保育士の資格を持ってみえるわけですから、あえて括弧書きで分ける必要性はないようを感じるんですが、それが外の人間が地域限定保育士として来るんであれば、受け入れるんであればそこには当然要るんでしょうけれども、今回は一定配慮するというような意味合いも見てとれるんですけども、限定してあるところに限定してある人間しか入れないんであれば、わざわざ分けて書く必要性はないよう感じるので、それはどうしてですかというふうに聞いています。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今の宮川委員の御質問の中でいくと、限定して分けてある中の限定した方なので、保育士として保育園で保育をやる場合は、確かにそれで保育士ですよという話でいいのかもしれませんのが、ただ、明らかにその3年間の間は、いわゆる普通自動車免許証なのか、大型免許を持っていて普通自動車を乗れるのか、ちょっと例えが適切かどうかわかりませんが、申しわけございません。そういう中で、保育士という者と、3年間の間は資格上は地域限定保育士という呼び名の資格がつくものですから、その方もその限定期間内でこちらの研修を受けられるよということをお示しするためには、単なる保育士という表現をしてしまうと、やはりちょっと私はどうなのかなというところも出てしましますので、地域限定保育士という、いわゆる3年間だけの限定の呼び方にはなりますが、そこは明確にしておかないと、研修を受けられる人との区分けがちょっと難しくなるかなというところでは考えております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ますますわからなくなっちゃいまして、教えてください。

改正ポイントの3番目、③ですけど、岩倉市民が国家戦略特区の特別限定保育士になることもできると書いてあるんですよね。岩倉市民が、その後に、この規定により制限される地域があることも知らせる効果もあるということがちょっとよくわかんないんですけど、岩倉市民が例えば他市町の国家戦略特区で指定されているところへ行って、資格を取って試験を受けて、そこで3年研修すれば保育士として岩倉へ帰ってきて働くことができると。だけど、試験は受けました、限定保育士ですという方が岩倉へ来て働くことはできないということですね。その限定がついている限りはダメですよということを規定していると。

それで、岩倉市民がほかの特区へ行って試験を受けて、3年、岩倉の住所のままで資格を得ることができるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 地域限定保育士の、例えばとある地区という言い方は、ちょっと具体例として、今まで神奈川と言ってきておりますので、神奈川のほうで受けられた場合に、岩倉市民が神奈川のを受けられましたと。そうしますと、そちらでただ取って受かったというだけではやはりちょっと足りない部分がございまして、そこで保育士として登録をすると。

ただ、働けるか働けないかはちょっと別ではあるんですが、3年間はそこに登録をしておかなければならぬと。その登録期間が3年間過ぎれば、先ほど言うどこでも保育士としてということなので、岩倉へ帰ってきてからでも行けるんですが、その3年間の間は、神奈川のほうでの地域限定保育士というところで登録しているところの間は、あくまでもこちらでは受けられないということになります。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、登録しておいて3年たてば保育士になるということで、別に例えば神奈川で働いていようがいまいが、それは関係ないという話でよろしいんですか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 登録で3年というのが要件になっていますので、実際の就労というのは要件になっていないということです。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、非常に緩い規定なのかなと僕は思うんですね。

要は、緩和規定であれば、もうちょっと皆さんがそういう資格の要件を得て、働きやすいような規約、規定というのか、条例にすべきだなと私は思う

んですね。

岩倉市の場合は、従うべき基準とか参酌基準だとかいう話が出ていましたが、他市町でも、大阪府でもその地域によって考え方、捉え方が違うと。岩倉はまだ何も規定されていないというか、そういう愛知県が特区になるかなならないかわからない時点で厳しい縛りにするのかなというのが、ちょっと僕はそこが理解できなくて、それは何かそういうことがあったらまずいとかということがあるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほどの登録というところからちょっとつながりまして、登録しておけばいいとは申し上げましても、実際に人がやはり足りずに保育士が不足して困っているという地域でございますので、要件としては登録ということにはなりますが、実情、ここで地域限定保育士を取れた暁には十分就労していただけるというところで、就労が前提ではあるけれども、やはり要件としては登録というところまでにとどまっているという理解で考えております。

それで、岩倉の場合はあくまでも厳しくする、緩和するというところではなく、先ほど省令に合わせるような形で制定をしていくというところでございますので、省令がこのようなつくりになっているといったことから、省令の基準と合わせさせていただいたというところでございます。

◎委員（堀 巍君） ちょっと理解が混乱しているんですけど、保育士の要件と放課後児童健全育成事業の支援員と違うので、保育園で働くことは絶対保育士の資格が要りますけど、こちらは保育士の資格がなくてもいろんな要件があって緩いんですよね。緩い中で、なぜその制限を設けるかというところが僕はやっぱり理解ができなくて、今後の流れからすると、従うべき基準が参酌基準にしてほしいという他市町の全国的な要望があるわけですよ。その中で、慌てて厳しい基準で今の省令に沿って決めるということがいかがなものかなという。

愛知県が特区をとった時点では、もしかしたら参酌基準かもしれない。それで十分いいんじゃないのかなと私は思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今、議論されているところは、支援単位ごとに2人を置かなければいけないというところが特に議論をされているところです。

今のところは従うべき基準に従って改正していくんですけど、これは年末で基準、省令がまた改正されればそれに合わせて改正していくべきものかというふうに思っています。

もともと特区の保育士は、その特区になってやろうとするところは保育士が欲しくてやっているところですので、保育士資格を持ってさらに研修を受ければ放課後児童支援員にもなれるよという改正の部分だもんですから、そこは省令に従うべき基準を超える場合はかなりの理由が必要、参酌すべき基準であれば十分参考してというところなんんですけど、ここはやっぱり従うべき基準にずうっと今までそのとおりやってきたという言い方はいかんですねけれども、岩倉市のこれまでの基準を定める地方分権一括法に伴うようなものはその基準でやってまいりましたので、今回の規定ということで判断したところでございます。

これがこの議論を経て変わらるようであれば、年度内にまたもう一度の改正をお願いすることになろうかというふうに思います。

◎委員（堀 嶽君） だから、国の横並びで全てが決まってしまっている盲目的な名古屋以下の6自治体を引き合いに出して言っているけど、ほかの市町がしていないという現状はあるわけですよ。それはなぜかというと、今の話されたことなわけで、この時期にどうしてもやらなければならないという理由がないと思います。ないから、ほかの自治体が手をつけていないわけで、だからそこが重要なところだと思うんです。

その理由をもう一回お願ひします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 他市町は、その部分は確認しておりませんので、私どもは省令、今まで出た過去のものもさかのぼって、それは従うべき基準として明記すべきだという判断をしております。

他市町はもしかしたら気づいていないのかもわからない。国から県への通達が来て、指定都市、都道府県知事には来ていますけど、県からその通知は来ていないもんですから、各市町には。ちょっとそのあたりはわかりません。

◎委員（堀 嶽君） 違う違う、特区の認定があって初めて有効になるような制度でしょう。だから、改正しなくても別にいいわけじゃないですか。そこがなぜ岩倉市は、愛知県が特区かもわからないのにこの時期に改正するかというところがわからないと言っているんですよ。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） このあたりは3番のところにも書いてありますけれども、やっぱり岩倉市民でも、例えばほかの大学に通っておった人で、その限定保育士になった人がすぐやれるかということはそうじやないよということを明確にする必要もあるうかというふうに思しますし、そういういた他市町で特区の限定保育士の資格があるからといって、たまたま岩倉市へ引っ越してきて、私はこの特区の資格があるからすぐ研修を受けさせてよと言われても、それはだめだよということは明確にしていく必要があ

るというふうに考えます。

◎委員（堀 嶽君） そんなことで条例を使うんですかね。それはやっぱり広報とかで周知すべきだと思いますが。

[「条例で決めないと広報はできない」と呼ぶ者あり]

◎委員（堀 嶽君） 条例じゃなくて、だからそういう今回の特区制度についての説明で、愛知県の今の現状と保育士の資格の現状ですね、岩倉市は保育士が足りているのか足りていないのかということで、これは言ってみればおまけみたいな制度ですよ。

本来、こういった特区申請をしているところは、さっき部長が言ったように、保育士が足らなくて待機児童がふえて困っているところが特区申請している。それを支援員のほうも引用して、さらに低い条件でもって規制緩和しようとしているわけですよ。そういう流れの中で岩倉市がどうあるべきかというところを考えないといけない。他市も、多分そういうふうに様子を見ています。

そういう中で、岩倉市が先行して条例に入れるというところの理由がいまいちやっぱり明確になっていないというような気がします。

絶対間に合わないんですか。特区申請して、愛知県が動き出してから条例改正をするということで間に合わないんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 間に合うと思います。

ただ、何度も申し上げていますように、この改正の省令は国家戦略特区及び構造改革特別区域法の一部を改正する法令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令ということで、その一つが厚生労働省令ですね。いろんなところの省令にかかわってきてていると思いますので、外国人労働のことですか、自動走行ワンストップセンターの設置なんかは愛知県の特区になっていますので、国交省の省令も改正されているというふうには思います。

それで、私どもは今の国の省令がこのように改正されているところでありますし、10条の職員の規定については従うべき基準でありますので、そうしていくのが望ましいというふうに判断しています。

確かに特区のところ、先ほどの専門職大学のところでも、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令、厚生労働省令では、児童福祉法のこととか、調理師法ですとか、食品衛生法に係る厚生労働省令も幾つかあるうちの一つで、この放課後児童健全育成事業だけではなくて、児童福祉施設に関するところの省令が出ているわけですが、岩倉市に雇う人というか、岩倉市の放課後児童健全育成の資格のことだけでいえば、特区のことを見てば十分かと思いますけれども、3番の効

果等も踏まえて必要な改正だというふうに判断しております。

◎委員（宮川 隆君） 今の道交法の関係、自動運転の話が出ましたよね。その件に関しては、例として出されたんでしょうけれども、もう県の条例も一部変えられているんですよね。それに基づいて、自動運転は常滑だとかいろんなところでもう実証実験に入っていますよね。

例えば、この条例の改正が31年4月1日から施行されるということですね。採用の関係もありますから、4月1日の段階で、仮にもう県が申請を出したとして、そういう制度になっていたと。それで、4月1日に採用した方に関して、すぐ採る条件がもうその時点で整っているということですか。4月1日の段階で、4月の1日か2日の段階でそういう資格を有してみえる方が仮にいたとして、研修にすぐに行かせる状況になっているということなんですかね。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと済みません、31年4月の規定は専門職大学のところだけです。ほかのところは、公布の日からでお願いしています

今、放課後児童健全育成事業のところに例えば職員が入ってくださって、保育士資格を持っている人でしたら秋に県の研修があるんですけど、すぐ受けられますというところです。

だけれども、要件として児童の遊びを指導するものという観点で保育士資格、学校の教員資格等々があるもんですから、先ほどの言っていた職員の中では、高校卒業者で2年以上児童福祉施設に従事した者という要件で5人の方が研修を受けていたので資格を取得しておりますので、保育士資格のある人だったらすぐにでも、今年度でも研修を受けていただけるんですけど、保育士資格、教員資格等々がない場合には、高卒資格があれば最低2年、今回の改正で高校卒業資格がなくても5年、そういった放課後児童支援施設、児童福祉施設で従事しておれば、5年の経験をもってすれば県の研修を受けて放課後児童支援員資格を取れるよというふうにとれますもんですから、この特区限定保育士、私どもの規定ですと当該事業区域内というふうにしておりますので、それがいつにあらわれるかという可能性は、今のところないと言えません。すぐにはないです。

◎委員（堀 嶽君） 通常の法律、地方分権改革の今までの流れからいうと、通常の法改正で従うべき基準だとすると、今のところ国からそういう通知なんかが来て、自治体で条例改正してきました。介護なんかは結構多いですね、そういうの。

だから、今回はそこの間に特区という制度が挟まっているんで、今後も多

分こういうことはあると思うんですよ。あるかもしれない。そういういたときに同じようにやるのかという話につながっていっちゃうんですけど、というのは、さっき公布の日から施行したときには当該区域内の児童健全育成事業所というのは存在しないわけです、条例の公布の日には。存在しないのに規定があること自体が、最初に僕たちの頭の中で混乱を招いた一つの要因なんですね。

だから、その特区って、もう一回振り返る、地方分権改革でいう、例えば横浜行きだというのはそれからすると外れていて、別に外れているからと言って、さっきのつべきならないという言葉を使ったけど、よっぽど保育士が足らないということで、それは国がそれを罰するということでもないし、それこそ地方分権の裁量の範囲内、たとえ従う基準であったとしても、それはオーケーだというふうに僕は考えます。

その中で、やはり地方の岩倉市の現状に合った条例にしていかないといけないし、公布の日に存在しないのに規定だけあるというのは何か変な感じがするんですが、そこら辺はどうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 最初におっしゃられた事業所は、あるんですよ。ありますよ。

この括弧内を見ていただければ、国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業所、事業区域内にある放課後児童健全育成事業所というのはあります。これは神奈川県もそうですし、大阪府もそうです。にあっては、保育士または当該事業区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者というふうに読むわから、宮川委員がさっきおっしゃられたように、幾ら特区の区域内に岩倉市が入ったとしても、ここは保育士または国家戦略特別区域限定保育士の資格、どちらかの資格を持っていてくださいよというふうに言っていますので、特区の区域内になったとして、限定保育士を養成したとしても通常の保育士はいるわけです。

その辺はあらかじめ規定していくことにおいて、岩倉市は区域内にないんだけども、もしそうなれば区域の限定保育士はカットするよというふうな表明であるというふうに思っておりますし、岩倉市は他地区の特区にある事業所ではないもんですから、さらに当該事業所区域の国家戦略特別区域限定保育士というふうに限定をしておりますので、すぐにはできないというのはそういうところかと思いますし、堀委員がおっしゃられるように、岩倉市のことだけでいけば愛知県が特区の申請をして、さらに試験をして登録をしてからでも十分遅くないというのはおっしゃられるとおりだというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 問題を整理するために聞きますけど、例えば介護のことをさっき堀さんが言われたんだけど、介護でも政省令によって条例の一部改正が行われてきている。それについていえば、例えば岩倉市にはそういう施設はまだないんだけど、政省令の改正に伴ってこれはやっておくんだということは今まであったわけですね。

だから、今回このことになぜそこまでこだわるのかなというところがひとつわからないなというふうに思うところなんだけど、私たち日本共産党岩倉市議団の論点としては、この国家戦略特別区域限定保育士の資格というのは、いわゆる学業の中で学んできて最終的にはその試験を受ける。その試験を受ける回数が緩和されている地域ということで、だらいわゆる今までの保育士とは、試験の回数が複数ある地域ではあるけど、同じような学びをしてきて同じような資格でということだもんだから、それで資格が、基準が下がるわけじやないもんだから、そこが私たちの論点だったんです。

そこが下がるようだったらこれは反対しなきゃいけないというふうに思っていたんだけど、そうではないということで、それならば今までの岩倉市としての条例の改正の仕方として、今現実に起こっていないことであっても、政省令によって出てきたものについてはその時点で変えていくというやり方をとってきたんじゃないかなというふうに思うところなんですけど、その辺はどういうふうなんでしょうか。

この問題だけに限らずになってくるもんですから、ちょっとわかる人がいればお答えいただきたいんですけども。

◎行政課長（佐野 剛君） 今、木村委員がおっしゃられたように、一つ介護の例を出されましたけれども、国の政省令に沿って、また改正されていなくとも、国の政省令に沿ってこれまで岩倉市では改正をしてきたというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑を終結し、議員間討議に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど質疑の中で申し上げたように、私たち日本共産党岩倉市議団の論点は言ったとおりです。

国家戦略特別区域限定保育士の資格が普通の保育士と全く違う教育課程とか、試験の内容とか、それを経て緩和した形での保育士の資格、地域限定保育士という資格であれば、それはちょっと問題だなというふうに思ったんだけど、そういうところでいえば同じような資格であるわけで、同じ水準の資格ということで、その問題はクリアできたというふうに思っていて、今

論点となっているのは、改正する時期が今か、もっと後かということなんですね。

岩倉市は今までそういう政省令が出たときに、岩倉市に該当するものがなかつたとしても改正をしてきたという歴史があるということが1点と、それともう一点は、この改正のポイントの3番にある、たとえ3年間でも神奈川や大阪でこの地域限定保育士を取ったら、その3年間の間に岩倉市に戻ってきてもという、できれば岩倉市で、愛知県でそういう保育の資格を取ってほしいということも少し含まれているんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

だから、そういう点でいえば、定住促進まではいかないですけど、人材がそういうふうに流れることについてちょっと歯どめになるということもあるんではないかということもあるもんだから、私はこの時期に改正するということで、愛知県が特区をとったときに改正すればいいんではないか、どちらでもいいと思うんですよ。だけど、とったときに改正しなきゃいけないというふうにも思わないわけですよ。どっちかであれば今やっておいてもいいんじゃないかなということで、これまでの慣例に従って、この条例の一部改正については正しいとは言わないけど、間違っていない方向ではないかなというふうに思っています。

◎委員（関戸郁文君） 本当に木村委員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、改めてちょっとこのことについて考えたときに、変える必要がないという論点でお話をされていると思うんですけど、本当にこれを変える必要がないと言い切れるのかというところが、僕にはちょっと疑問があります。

もともと前回の議論では、変えるんだったらこの文案よりもこっちの文案のほうがいいという話ですうっとやりとりされていたと僕は思っていたんですね。きょうはそうじゃなくて、変えないほうがいいという論点かなというふうに、違うかもしれませんけど、そういうふうにちょっと感じたんですね。

それで、今ずうっと話を聞いていて、変えてはいけないというふうに言い切れるかというとそうではないと思うんですね。なので、ずうっと話し合っていても多分交わらないような感じを受けたもので、もう一回、絶対に変えてはいけないんだという、変更してはいけないんだという理由がもしあれば教えていただきたいんですけど。

◎委員（堀 嶽君） 絶対変えてはいけないとは言っていないつもりです。変えるなら、さっき言ったようにもう少し規制緩和をして、よその2年の人だって受けさせてもいいじゃないかという意見もあります。そういう思いもあります。だからこそ、さっき木村委員が言われたように、普通のものだ

ったら省令の改正で岩倉市が施設がないけれども、やるのはある。だけど、今回は特区が絡んでいるからややこしい。愛知県が特区になるならないというのはまだ未定なわけで、そこがちょっと僕は腑に落ちないところなんです。

だから、もしやるとすれば、何回も言うようだけど、もう少し他市町と同じように待って、愛知県の動向を見きわめてから、さっきの参酌基準になつていれば、それこそハードルを下げてあげたほうが人は確保しやすいと思う。それだけです。

◎委員（宮川 隆君） 僕は、この条例そのもののつくりが云々という論議をするつもりはないんですね。必要とあれば必要な制度をつくっていけばいいと思うんです。

ただ、先ほどありましたように、省令が出て、それに従って条例を改正していくという、これは一連の流れでしょうし、それが例え実際に施行されるのが3ヵ月後というのも今までにもあると思うんです。それに備えて準備しておくというのも当然ありだと思うんですね。

今回は、省令が定まったけれども、要は県がスタートして初めて実効性を伴うわけですよね。その間に条件が変わってくる可能性もゼロではないと僕は見ているんです。その変更される可能性がある、もしくはスタートの時期も明確ではないというのに、それを前倒しして準備していくという明確な、今決めなければいけないというものが何かこの辺にひつかかって、なぜ今なんだろうというものが明確にそうだったんだと思える答弁なり理由があれば、ああそうだよねということなんでしょうねけれども、その辺が何かいまいち飲み込めないんでひつかかってしまっているというのが本音のところです。

備えることは僕はいいと思うんですね。備えることはいいんだけども、じゃあ今という。

◎委員（木村冬樹君） 条例の一部改正する時期が今なのか、愛知県が特区をとる動きが出た時点なのかというところだと思うんだよね。ただ、どちらでもいいという状況のもとで執行機関が判断したということで、そのときにしなければならない理由があれば、その執行機関の判断を変えさせてまでも議会は判断しなきゃいけないときがあるというふうに思うけど、そこまでの理由になり得るかなというところが僕の一番の思いです。

さっき言ったように、ほんのわずかな効果かもしれないけど、3番のところに岩倉市で保育士資格を取ろうと思っている人材がいて、そういう人たちが特区のところに行って2回試験があるから、でも愛知県も2回あるということも言われているんだけど、そこで資格を取ってしまったら、3年間はそちらの保育士なんですよ。我々が幾ら欲しい人材であってもだめなんです。

だから、それを知ってもらう。ですから、愛知県でなるべく試験を受けてくださいよということを発信するという、わずかな効果かもしれないけど、そこに今のあれがあるんじゃないかなと思うし、だけど、その特区の動きがあったときに変えなきやいけない、変えるべきだというところまでも執行機関の判断を変えてまでやらなきやいけないという判断にはどうしても今のところ立てないです、僕は。どっちでもいいんであればね。

◎委員（堀 嶽君） 議員間討議の途中ですけど、ちょっと執行機関に聞きたいんだけど、さっきこの改正文については県や国とか、今までのようには改正しなさいみたいな通知はいつごろ来ているんですか。

さっきの30年2月26日、29年9月29日に省令が改正されて、この改正のとおりに改正してくださいという通知はいつ来ているんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと休憩を。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（堀 嶽君） それで、さっきなぜ待ってからやるべきかというところをもう少し補足すると、さっきの読み間違えたところ、岩倉市に事業所があるかないかみたいなところも含めて、もし愛知県が特区申請したから条例をつくるとなると、ここはもう少し書きっぷりがわかりやすく、愛知県という言葉とかを入れられると思うんですよ。だから、余計わかりにくいやうな条文になっちゃっていてということもあると思います。

だからといって、これが間違っているとは言いませんけど。

◎委員（関戸郁文君） まさにそこなんですよ。間違っていれば当然変えなきやいけないんですけど、間違っているとは言い切れないですよね。言い切れないというか、間違っていないんですよね。なので、わかりづらくなっちゃう。

だから、本当に木村委員がおっしゃるとおりで、ちょっとでも効果があるのであればやっぱり進めるべきかなというふうに。

間違っていれば別ですよ。完全に間違っているやつは。

◎委員（堀 嶽君） いや、そのちょっとの効果は、僕はやっぱりおかしいと思います。

ここは放課後児童健全育成事業の話であって、地域限定保育士のことをとやかく規定するものではないと思っています。

◎委員（木村冬樹君） なしでもいい。なしでもいいという意味で言ったんだけれども、執行機関としての理由づけの中の一つでもあるよと。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私の意見としては、これまでに要するに先行してこういうものを対応して条例改正していくというのも、ある意味それは間違いではないでしょうし、それは一定理解できるところでしょう。だけど、じゃあ、ほかのこともやっぱりそういう対応をしていくのか、これまでもね。

例えば、指針が出ても指針をほったらかして全然何か対応していなかったという事例も今までにもあります。だから、そういうことがなおざりになっている部分もあるので、今後そういう方向性で全部やっていくといふんだったら、それはそれで僕はいいと思いますけれども、ここだけなぜそんなに一生懸命なのかなという。

だから、それこそ本当に愛知県がそういう特区の流れがあるとか、周りでそういう流れがあるんだよ、他市町も何かやっているんだよという流れがあつて、それに倣うといふんだったらともかく、先行する理由がどうも僕は見つからないし、じゃあ本当にこれまでと違つて先行してやっていくといふうに岩倉市がやるんだったら、今後ね、やっぱりそれはそれで今回は認めても僕はいいかなと思いますけど、今までにもやってこなかつた事例が結構ありますよね。例えば近々では、学校施設の長寿命化も文科省から計画をつくりなさいといふ指針が出ていて、だけど、ずうっと後回しになつていたといふ経緯もあります。

だから、やるべきことをやっぱり先行してやる必要があるのかなということで、なぜこれにこだわっているのかなといふのがちょっと僕は疑問ですね。木村さんの言うこともわかるんですけど。

◎委員（木村冬樹君） 僕らは逆になぜここにこだわる議員がいるのかなというところが疑問で、堀さんの言い方もわからんでもないよ、国家戦略特区といふのはやっぱり特別なものだしということ。だけど、その条例を改正する地点を変える理由までにはやっぱりならないというか、その判断には立てないというかな。

もちろん国家戦略特区の愛知県がやつた場合に、そういういろんなもっともつと基準が緩和されるようなことがあつたりするかもしれない。そうなつてくれれば我々は反対するわけで、今はそういうふうな試験のあり方じゃない、教育課程のあり方、試験のあり方、この資格の水準、これは普通の保育士と変わらない水準であるわけだから、認めてもいいよといふうに思つてはいるだけで、だからその条例改正の期日だけを問題にするということであれば、やっぱりその期日をおくらせなきやいけないといふ、どうしてもその理由といふものがやっぱり必要になってくるんじゃないかなといふうに思つたけど、その辺はどのように考えているのかなといふうに思つますよ

ね。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの関戸委員の考え方についての素朴な疑問なんですけれども、堀委員のほうからも大枠間違ってはいないよというお話もあったんですけども、これは本来、法務担当の担当者に聞くべき話かもしれないんですけども、法律や条例改正に当たって読みかえられたりだとか、それから誤解を招くようなつくりにあえてしているものもなくはないと思うんですけども、本来、わかりやすく腑に落ちやすい明確な文章にすべきものだと僕は思うんです。要は、市民や住民が見ても、ああ、こういうものなのかというのが、よりすっきりした条文が好ましいと思うんです。

そういう部分でいうと、何か明確じゃないままに準備していますよ、だから今決めますよというところだけをもって今決めなければいけないというところがいまいち腑に落ちない、すっきりしないと。先ほども言ったんですけども、そういうところなんですね。

だから、必要性はわかりますし、将来こういうことをやっていかなければいけないというのは十分理解はしているつもりではいるんですけども、何かこの条文をこの段階で出していく、その必要性というところがもっとすっきりした答弁が、今こうだから必要なんだという答弁があれば腑に落ちるのかもしれないんですけども、何かいまいちかなと思ったんです。

◎委員（木村冬樹君） だから、岩倉市はこれまで省令が出た時点で要領を読み込んで、その中でその時点で変えてきたという歴史があって、逆にそれを今回だけなぜそうやっておくらせなきやいけないかという理由が議会側ではつきりしない限りは、そういうおくらせるという判断に私は立てないというふうに言っているんだわ。

逆に、そういうこだわる人たちの理由を僕は聞きたい。

◎委員（宮川 隆君） 愛知県が申請するめどがもう何ヵ月後には申請がされるというのが……。

◎委員（木村冬樹君） だから、出てきているじゃん、省令というのが。

◎委員（宮川 隆君） 名古屋は出ているわけでしょう。

◎委員（木村冬樹君） だから、特区と介護の施設というのは違うかもしれないけど、介護の施設だって岩倉市ではまずこのサービスは手を挙げる事業者はいないなと思っている中でも、そこの中のサービスの基準の何かのやつは変えるわけですよ、省令が出た時点で。それにあなたたちも賛成してきたわけですよ。僕たちは反対しましたけどね。その内容によってですよ。

だから、その上で、なぜここの今回のことだけに期間をおくらせなきやいけないという判断をしているのかという理由を聞きたいと言っているんです。

◎委員（宮川 隆君） 誤解を招いているようなんですかけれども、僕は反対はしていないんです。すっきりしたいと言っているんです。

すっきりした答弁が欲しいと言っている、そこだけなんですよ。

◎委員（木村冬樹君） すっきりした答弁を求めるというのはわからんでもないけど、でもそれは議員の力量というか質的な問題だもんだから、もっともっと勉強をして、その上でここで議論してもらわないと、すっきりしない理由だけでやられたらちょっとたまらないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 僕の勉強不足と言われればそれまでですし、私は素人なので、特にこういう部門に関してはまだまだ勉強不足というのは否めないと思うんですけども、例えば先ほどの介護という部分でいえば、もう省令が決まって、それに応じていつつまでにこういうことが流れるというのが明確にわかっているわけですね、スタート時点も。少なくともこのぐらいの段階ではこういうものが整備されるであろうというところで、その法に基づいた担保みたいなものを条例でてきたというふうに僕は理解しているんです。

同じことになりますので、例えば県がもう大体そういう動きがあるというふうに、市としては何月何日というまではないけれども、今の条件に基づいて動きがありますよということをつかんでいますということであれば、それはもうやらなくちゃいけないよねということになるんでしょうけれども、それが今年度中なのか、来年度なのか、再来年なのかということすらもまだ明確に聞いていない段階で、じゃあ今準備する段階にあるのかなというのがいまいちわからないということなんですね。

◎委員（堀 巖君） だから、普通の法律はちゃんと法律の施行日がありますよね。それは、別に施設があるないにかかわらず法は施行されるわけですよ。今回の特区についても一つの法ですよ。法は、これは国家戦略特別区域の区域計画が認定された日が施行日のような感覚に僕は陥っているんですよ。だから、2段構えの法があって、施行日がはっきりしないのにということで多分すっきりしないという表現になっちゃっていて、僕は今までいろんな法令、条例に接してきたけど、特区が絡んでいるのはなかなかこれまでなかったもんだから、特区が絡んだときには、やっぱり僕の頭の中では認定日以降にならないと、その法自体、全体の動き出しが施行しない。だから、今、架空の状態、さっきの施設の架空の状態ということではなしに、法律自体の架空の状態になっていはしないかというところでひっかかっちゃっているんですよ。

◎委員（木村冬樹君）　国家戦略特別区域法というのはもう施行されていて、既にそういうふうに認定を受けてやっているところがあるというもんだから、もう動き出しているんですよ。

◎委員（堀 嶽君）　認定日ですよ。

◎委員（木村冬樹君）　だけど、法律というのは政省令に委ねるというふうに書かれている部分がたくさんあるんですよね。そういうふうな形になっている法律がたくさんあるんですよ。だから、それからおくれた時期に政省令が出てくるということはもちろんある。

今の地域包括ケア強化法なんていうのはまさにその典型で、法律審議の中では中身が全然わからないままに、後でどんどん省令、政令が出てきて、それで進められていく法律なんですね。

だから、そういう法律もあるという中で、国家戦略特別区域のこの問題については9月22日に省令が出たと。だから、やっぱりその時点から地方自治体は考えなさいよという状況になっているというふうには僕は思っています。

◎委員（堀 嶽君）　だから、地域で考えなさいよというんだったら、従うべき基準に余りこだわる必要もないというふうに思うんです。地方分権の性格からいうとね。

だから、そこの従うべき基準をどうしてもやみくもに、今までの改正だってそうじゃないですか。ほとんど国基準じゃないですか。そういうところで、これも国基準にしますよというその姿勢はこれまでと変わらないけど、だけ違うところもある。その理由はちゃんとあって、岩倉の現状はどうですかといったときに、別にここの要員は足りていないことはないわけで、だったら急いで慌ててやる必要はないんじゃないのかなという、間違っているとか間違っていないとかいう以前の議論ね。

そういうところで、いい条例にするためには、もう少し市民にわかりやすい条例にするためには、もう少し特区をとってからだつたらすっきり書ける、条文として規定して、市民もわかりやすいことになるんでしょうという理由です。

◎委員（木村冬樹君）　すっきりしないという理由は大体わかりました。

だから、私たち日本共産党岩倉市議団の判断としては、国家戦略特別区域法における省令が、規制緩和の流れの中で保育資格を取るに当たっての水準を下げるようなものであれば、それはもちろん反対しますけど、今のところそういうふうではないということありますので、この時点での判断としては、そういう条例の一部改正が出てこれば、反対する理由はないというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に討論はございますか。
ないですね。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、これで委員間討議を終結いたします。
一旦休憩に入ります。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。
議員間討議が終了しましたので、次に討論に入ります。
討論はございますか。

◎委員（堀 嶽君） 議案第46号の賛成討論にはなると思いますが、この第10条第3項第1号の改正の地域限定保育士については、愛知県が国家戦略特区に認定されていない現状で、この条文が非常にわかりにくい条文になつていて、愛知県の厚生労働省令を横並びで引用するのみのそういう自治体以外の自治体の動きがないのも、愛知県の特区の申請自体の動向がまだ不明確であるということを如実にあらわしているというふうに思います。

よって、この時期にどうしてもこの条例の改正が必要だと思いませんが、ほかの条文もあるので、やむなく賛成としたいというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に討論はございませんですね。
[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第46号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第46号は全員賛成により可決すべきものと決しました。
以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。
なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認め、そのように決しました。
続いて、協議会のほうに入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 閉会中の継続審査申出書がありましたので、委員会を再開いたします。
委員会のほうがまだ閉じていませんので、済みませんが、よろしくお願ひ

いたします。

申出書のほうですね。厚生・文教常任委員会は、審査中の事件について下記のとおり閉会中もなお審査または調査を要するものと決したから、会議規則第87条の規定により申し出をしますということで、記ということで、審査事項は別紙のとおりということで、1枚おめくりいただきて、委員会から議長のほうに議会の提案ということで申し入れをしたいと思います。

1番から8番まであります。1番から6番までに関しては、私とそれから木村委員のほうから出た内容ですね。これに関してちょっと上げさせていただきました。

読ませていただきます。

1番、歯と口腔の健康づくり推進条例に関することについて。2. 保育園送迎ステーション事業に関することについて。3. 子育てアプリに関することについて。4. 手話言語条例に関することについて。5. 高齢者地域見守り事業拡充による孤独死防止に関することについて。6. L G B Tパートナーシップ制度に関することについて。7. 西部保育園の維持・存続に関する請願に関することについて。8番、公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願に関することについてということで、以上8項目ですね。

7番、8番は請願事項ということで継続審査ということになりましたので、もう一度審査のほうをしていきたいというふうに考えます。

◎委員（堀 嶽君）　たくさん列挙してあるけど、7、8はわかります。だけど、ほかもこれは委員会をちゃんと開いてやるんですか。7月、8月にこんなにたくさん。

◎委員長（鬼頭博和君）　全部は多分無理だと思いますので、とりあえず列挙させていただいたんですけども、難しいですかね。

◎委員（堀 嶽君）　いやいや、それはちょっとまずくて、継続審査というのはちゃんと委員会を開くことを前提にして、個別具体のことで継続審査というふうにやるので、協議会で議論するようなことだったら、別にここの審査事項に上げる必要はないですよ。

◎委員（木村冬樹君）　そうなんです。3、4、5、6と僕が出したもので、僕はこれは政策提言を出すに当たってこういう項目について検討したらどうかという意味で出したのね。それで、これに付随する視察の行き先なんかも提案している文書を出したんだけど、だからここに入れる必要は僕もないとは思っています。

この中で、政策提言で具体的に議論する内容であればあれだけど、多分、

政策提言ってやっぱり行って視察もして、その上でこういう形でどうですかみたいなふうになっていくわけで、議論していくわけだもんだから、9月議会を待つてから閉会中の審査事項に上げてもいいんじゃないかなというふうに思っています。そういう立場で文章は出させてもらいました。

◎委員長（鬼頭博和君） わかりました。

◎委員（木村冬樹君） もう一点、LGBTのことで厚生・文教でいいのかという思いもあったもんですから、その辺で皆さんのお見をいただきたいと思います。

人権という立場からして、やっぱり厚生・文教で扱うべきかなというふうに思ったんですけど。

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、どうでしょうか。LGBTについては。特にはないですかね。

◎副委員長（鈴木麻住君） どうやって扱っていいかわからないんだけど、LGBT。

◎委員（木村冬樹君） 既に鬼頭委員長が以前一般質問で行われておりますし、私たちも政党としての政策があって、やっぱり今、正確な数値とは言えませんけど、13人に1人はそういう方がいるという文献も出ているというような状況の中で、やっぱり岩倉市としても考えていかなきやいけない課題になってきてているのではないかなど。

先進的にこの制度を条例によって導入しているところとか、要綱によって規定しているところとかありますけど、まだ数は全国的には少ないんですけど、それを研究したらどうなのかなということなんですけど。

◎委員長（鬼頭博和君） 実際、岩倉市にもこのLGBTの方は見えますので、そういった方から話を聞くとか、そういったこともできると思います。

なので、全部これをやっていくのはちょっと難しいかもしないんですけども、堀委員の今の意見では、全部やっていったほうがいいということになるんですけど。

[発言する者あり]

◎副委員長（鈴木麻住君） 委員会でこれを全部取り上げるわけにいかないからという話ですね。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、絞ってということでいいですかね。

◎委員（木村冬樹君） 私は3から6を上げているわけですけど、これはやっぱりそのところをもう一回、今度予定されている常任委員会の行政視察で見ていきたいということで上げているわけで、この3から6は、今の6月議会なら6月議会の閉会中に審査するということで上げているわけじゃないも

んだから、外してもらって構わないというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、とりあえず1番、2番に限ってやっていくということでもよろしいでしょうか。

◎委員（堀 嶽君） いや、違う違う。7、8も。7、8は絶対入れないと。

1、2の具体的な説明をもう少し。どういう方向性なのか。

◎委員長（鬼頭博和君） まず、歯と口腔の健康づくり推進条例というのは、これは私が考えたんですけれども、健康都市宣言ということを受けて、こういった条例を他市町も制定をされているので、そういう愛知県の近隣のところに視察に行くというのもひとつ勉強になるんじゃないかなというのが1点です。

もう一点は、こういった歯と口腔ということですから、歯科医師会のほうと何か意見交換みたいなことができればいいかなというところも考えているんですけども、どうでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 送迎ステーションは、いろいろこの間の中でも出ているんで、一緒に取り上げていけばいいかなと思いますけど。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか、1、2、7、8で。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、これで御異議ないということで、よろしくお願いをいたします。

では、閉会中の継続審査申し入れ書に関しては終了いたします。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。